

平成25年度第3回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成26年2月5日（水）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 木村委員、大河原委員（西平井自治会）、星野委員、福山委員、
宇佐見委員、山崎委員（会長）、大貫委員（職務代理者）、中山委員、
國井委員、清水委員、浅賀委員、石田委員、大河原委員（法務局）、
有賀委員、小糸委員、宮崎委員
- 4 出 席 総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 倉井 操
事務局職員 総務課 課長補佐 鶴巻 浩二、主事 萩田 文乃、事務員 村山 翼
関係課職員 西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所 次長 上野 勝一郎
コミュニティ課長 今井 隆明、課長補佐 須郷 和彦
- 5 議 題 字の区域及び名称の変更について（答申）
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 2時40分
- 7 傍聴人 0人

<山崎会長>

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、第3回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

まずはじめに、本日の会議の成立について申し上げます。流山市附属機関に関する条例第5条の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するところとされています。

本日の会議は、委員17名中16名の出席、1名（中林委員）の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議次第にしたがって、会議を進行してまいりたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

<遠藤部長>

総務部長の遠藤でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は字の区域及び名称の変更につきましての答申を作成していただくこととなりますが、活発なご審議のほどよろしくお願いいたします。

<倉井次長>

総務部次長の倉井でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず一つは「答申案」です。

続いて、資料1として「答申案についての説明」です。

続いて、資料2として「答申案についての意見書」です。

また前回同様、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

ここで、答申案についての意見書について説明します。

委員の皆様には、第3回審議会の開催通知の送付に併せて答申案及び資料1の「答申案についての説明」を送付させていただき、何かご意見・ご要望がある場合には、事務局に事前に報告していただくよう依頼したところです。

今回、答申案につきまして大貫委員より、意見書が提出されました。

内容といたしましては、区画整理区域内における思井地区の字名称を残してほしいというものです。

このことにつきましては、後ほど答申案の審議と併せて、説明いたします。

以上配布資料の確認となります。

<山崎会長>

ありがとうございました。続きまして議題であります「字の区域及び名称の変更に係る答申について」の審議に移りたいと思います。

前回の審議会で申し上げましたように、本日は、答申をまとめたいと思っておりますので、皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

本日、審議いたします答申案につきましては、開催通知と併せて事前に送らせていただきました。

皆様、既にご覧いただいていると思いますので、会議では事務局に答申案を一読していただき、その後、審議してまいりたいと思います。ではお願いいたします。

<倉井次長>

《答申案一読》

<山崎会長>

ありがとうございました。

では、事前にご確認頂いているので、答申内容についてはこの内容でよろしいかと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山崎会長>

それでは次に意見書の取扱いをどうしようかということについてですが、提出されている意見書について事務局で読み上げてください。

<倉井次長>

それでは、意見書を一読させていただきます。

《意見書一読》

<山崎会長>

ありがとうございます。大貫委員からいただいた意見書についてですが、さらに付け加えて意見はございますか。

<大貫委員>

原案において鱈ヶ崎一丁目、二丁目とされている区域は、ほとんどが鱈ヶ崎・思井地区の区画整理事業区域内であり、現在関係地権者による仮換地の供覧が行われ、場合によっては、区画整理区域内の区画道路等の形状の変更までもが検討されているという段階です。

このことから鱈ヶ崎・思井地区の区画整理区域内に今後道路、緑地等が敷設される可能性もあります。

その場合には思井の名称を残すことも可能ではないかと思っておりますので、答申書にその旨を加えていただきたいと思いますと考えます。

<山崎会長>

ありがとうございます。大貫委員からの意見書について、ただいま説明がありましたが、このことにつきまして、何か意見のある方は挙手願います。

<宇佐見委員>

思井地区の皆様の心情は計り知れないものであると思います。ただ、

かつて鰯ヶ崎地区においても区画整理事業に伴う字の区域及び名称の変更におきまして鰯ヶ崎から南流山4丁目に変更された地域がありました。ですが、自治会については、南流山4丁目に字区域が変更後も鰯ヶ崎自治会に所属している方々は多くおられるところです。

思井の方々のご意見もわかりますが、鰯ヶ崎地区におきましてもそのような経緯があったということをご報告させていただきます。字区域の変更でいろいろと手続の変更等もあるとは思いますが、それについては行政のほうで、適切にご配慮願います。

<山崎会長>

ありがとうございます。私も鰯ヶ崎地区に住んでいますので、このことについてはよくわかります。南流山の区画整理で、かつて鰯ヶ崎であった区域が南流山となり、県道を境に分けられました。このような経緯を思井の方々にも参考になればと思います。

<小糸委員>

思井地区は農協の管轄ですと、八木支店になります。また鰯ヶ崎地区は南流山支店の管轄となります。区画整理地区内の思井地区は4世帯とはなりますが、できれば思井として残していただきたいと思います。

<福山委員>

大貫委員の意見について、該当の場所がどのあたりかわかりづらい部分があったかと思いますが、よろしければ説明願います。

<鶴巻課長補佐>

区画整理区域内における思井地区についてですが、こちらが鰯ヶ崎一丁目、二丁目に変更になります。

<福山委員>

今示された区域以外の思井はどうなるのですか。

<鶴巻課長補佐>

こちらの思井は運動公園周辺地区になりますので、今回の字の区域及

び名称の変更においては、変更されるということはありません。

<福山委員>

わかりました。

<山崎会長>

今の説明に対してご意見のある方はいますか。

<石田委員>

今示された思井地区には、何人くらいお住まいの方がおられるのですか。

<鶴巻課長補佐>

一年前のデータになりますが、4世帯12人になります。また鱈ヶ崎一丁目、二丁目としている区域のうち、三本松から鱈ヶ崎にかかる区域ですが、123世帯281人、大字鱈ヶ崎から西平井二丁目となる区域ですが、52世帯118人、大字西平井から鱈ヶ崎二丁目となる区域ですが、現在人は住まれていませんが、一年前のデータでは1世帯1人となります。

<山崎会長>

他にご意見のある方はいますか。

<各委員>

意見なし。

<山崎会長>

答申案における鱈ヶ崎一丁目、二丁目の区域に関しましては、第2回審議会におきまして変更案のとおり答申することとなりました。ですが今回、思井自治会の委員の皆様から、思井という名称を変更しないでほしいとの強い意見もいただいております。

そこで提案ですが、現在の答申案の内容はそのままに、項目「4 その他」として、

「西平井及び鱈ヶ崎については、それぞれ丁目が付されたとはいえ、旧字名が使われています。一方、思井についてはこの区画整理事業地内から消滅することとなってしまいます。このことから、思井という名称を残すべきという意見があります。

今後、鱈ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路等の形状の変更が行われる場合には、再度当該区域に係る字の区域及び名称の変更の見直しを検討し、必要に応じて貴職から諮問を頂くことを望みます。」

という旨を答申書に加えてはどうかと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

<山崎会長>

西平井地区の委員の方、何かご意見はございますか。

<木村委員>

思井の方々の意見もわかりますが、当該思井地区は4世帯12人です。

<中山委員>

これは、思井自治会全体の意見です。4世帯だけの意見ではありません。

<木村委員>

とりあえずは4世帯の方々が住まれている思井の区域の字区域が変更されるということですよね。

<中山委員>

そうです。ですが、これから区画整理が始まることで人口は増えると思います。

<木村委員>

意味合いとしては、思井の字名称を残してほしいということによろしいですか。

<中山委員>

そうです。

<木村委員>

そうなりますと、行政のほうで区割りしたものを、再度区割りし直すことになります。

<倉井次長>

今現在においては、思井地区を1つの字区域として区切ることでできる道路等の公共地物はありません。大貫委員の意見というのは、区画整理の進捗の中で、道路、緑地等の敷設により思井地区を分けることができた場合には、思井を残してほしいというものです。ですので、仮に道路等公共地物で思井地区を分けられることがあった場合には、再度字の区域割りを検討していただきたいという旨を答申の「4 その他」に追記してはどうかという会長の提案になります。

事務局で会長と協議の上、「4 その他」の案文を作成しましたのでご覧ください。

<山崎会長>

それでは案文の説明をお願いします。

<倉井次長>

「4 その他」を追記するというので、答申案の他の部分につきましては、一切変更はありません。「4 その他」を一読いたします。

《「4 その他」一読》

会長と相談の上、これを答申書に追記することについては、委員の皆様も納得されるのではないかとということになりました。

<山崎会長>

答申としては原案のとおりで、「4 その他」として含みをもたせるということですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

<各委員>

意見なし。

<山崎会長>

「4 その他」につきまして、他に意見はございますか。特になければ、この内容を「4 その他」としたいと思います。よろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山崎会長>

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして答申案の審議を終了したいと思います。この答申案を、西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更における審議会の答申としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<山崎会長>

ありがとうございます。

皆様のご協力により答申がまとまりましたので、会議次第「その他」に移ります。事務局、お願いします。

<倉井次長>

答申をまとめていただきましてありがとうございます。

字の区域及び名称の変更につきまして、今後の進め方について申し上げます。

本日、答申案をまとめていただきましたので、会長から市長に答申書を渡していただきます。

その日程については、平成26年2月10日（月）を予定しております。

また、答申書の写しは皆様に2月10日以降送付します。
なお、鉄道、都市計画道路等、将来においても変更されることのない公共の地物(恒久的な施設等)に係る事業計画の変更は、今回の答申に係る内容に大きく関連します。このため、当審議会に対し当該変更区域に係る答申内容の見直しについて諮問することとなる可能性があります。その際には、また皆様に審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

また、最終案（成案）が決まりましたら皆様にお伝えします。

その後、市議会に上程するための議案図書類の作成を行い、市議会に議案を上程（平成27年度6月又は9月議会）してまいります。

市議会の議決を経て、決定となります。

なお、変更に伴う手続につきましては、議決後、準備・周知期間を経て土地区画整理事業の換地処分（平成28年度末）の翌日からとなります。

市議会の議決をいただき、手続について皆様へ周知させていただく時期がまいりましたら、皆様のお力をお借りするようになると思っておりますので、宜しくお願いいたします。

最後になりますが、山崎会長はじめ各委員の皆様には、貴重なお時間を割いていただき、答申をまとめていただきましたことに対しまして心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

<山崎会長>

それでは、審議してまいりました字の区域及び名称の変更についての

最終決定は、市議会での議決であるということでございます。

さて、本審議会におきましては各委員の皆様のご協力により、3回の審議を経て、西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更について答申をまとめることができました。我々といたしましては、本審議会の答申のとおり決定されることを願うところでございます。

その間、委員各位におかれましては、それぞれの地域の意見集約等いろいろと大変だったと思います。心から御礼申し上げます。最後にはなりますが、新たな字名が流山市民に親しまれることを切に願ひまして結びといたします。

それでは改めて全3回にわたる審議におきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。